

平成二十年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

表中

竜 飛	東津軽郡三厩村大字宇鉄字竜飛字板柳の全区域
-----	-----------------------

及び

岩 崎	西津軽郡岩崎村大字岩崎、大字久田および大字正道尻の全区域
-----	------------------------------

を削り、

大 戸 瀬	西津軽郡深浦町大字柳田、大字関、大字北金ヶ沢、大字田野沢、大字轟木、大字風合瀬字大磯及び字汐干浜の区域
-------	---

を

新 深 浦 町	西津軽郡深浦町大字柳田、大字関、大字北金ヶ沢、大字田野沢、大字轟木、大字風合瀬字大磯、大字風合瀬字汐干浜、大字船作、大字月屋、大字岩崎、大字沢辺、大字正道尻、大字森山、大字松神及び大字黒崎の区域
---------	---

に改める。

青森県告示第六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和三十六年四月一日青森県告示第二百二号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

表中

沢 辺	西津軽郡岩崎村大字沢辺の全区域
"	"

及び

鱸 作	西津軽郡深浦町大字月屋および大字鱸作の全区域
"	"

を削り、

今別町西部 全区域	東津軽郡今別町大字今別、大字村元、大字山崎および大字浜名の全区域
--------------	----------------------------------

を

竜 飛 今 別	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩竜飛、字三厩源兵衛間、字三厩木落、字三厩鏡嶋、字三厩板柳、字三厩鳴神、字三厩尻神、字三厩宇鉄山、今別町大字今別、大字村元、大字山崎、大字浜名、大字大泊、大字襲月、大字砂ヶ森及び大字奥平部の区域
---------	--

に改め、

今別町東部	東津軽郡今別町大字大泊、大字襲月、大字砂ヶ森および大字奥平部の区域
昭三、七 三指定	

を削る。

青森県告示第六十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区においては、平成二十年一月三十日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	竜 飛	岩 崎
------------	-----	-----

大戸瀬	大戸瀬
作	作
今別町西部	今別町西部
今別町東部	今別町東部

青森県告示第六十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第三項の規定により、昭和四十一年十一月二十四日青森県告示第六百九十五号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表中

黒崎外二ヶ字	西津軽郡岩崎村大字森山、大字松神、大字黒崎の区域
--------	--------------------------

を削る。

青森県告示第六十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
川内 加入区 称 發起人の住所及び氏名 川内町高野川一〇番地二 船橋元吉 むつ市川内町田野沢一六九番地二〇 板井勝儀 むつ市川内町松川稲沢八番地二 橋本力太郎	期 間 平成二十年一月三十日から 同年二月十三日まで 場 所 川内町漁業 協同組合

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、第2鬼楢地区の県営土地改良事業に係る鬼沢第1工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、第2鬼楢地区の県営土地改良事業に係る鬼沢第2工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、第2鬼楯地区の県営土地改良事業に係る楢木工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市東十五番町一四三の一及び一四三の一七から一四三の二〇まで	十和田市東二十三番町一の一株式会社 不動産センター十和田

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大木工務店
- 二 氏名 大水 勝雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市港町三丁目四の六三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一三〇三九号

五 取消年月日 平成二十年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十二月二十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 葛西フロア

二 氏名 葛西 浩

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小栗山字長田三三の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第二〇二九八号

五 取消年月日 平成二十年一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------